

○厚生労働省告示第四十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年二月二十六日から適用する。

平成三十一年二月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----|--|---|------|---|---|
| 別表 | | | 別表 | | |
| | 薬剤 | 番号 | | 薬剤 | 番号 |
| (略) | | | (略) | | |
| 3 | (略) | | 3 | (略) | |
| | <p>ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年11月30日及び同年12月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>3540、3541、3545、 3548、3551、3552、 3556、3560、3561、 3564、3567、3568、 3845及び3848</p> | | <p>ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成29年11月30日及び同年12月25日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>3540、3541、3545、 3548、3551、3552、 3556、3560、3561、 3564、3567、3568、 3845及び3848</p> |
| | <p>ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年12月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | <p>8から12まで、1805、 2546から2555まで、 2560、2561、2571、 2574、2581、2584、 2588から2591まで、 2607から2618まで、 2682から2685まで、 2701から2703まで、 2729、2730、2755 から2761まで、2763、 2764、3036から30 39まで、3267から32 72まで、3297から33 00まで、3305、3458 、3459、3514から35 16まで、3531、3573 から3577まで、3591 、3592、3697から37 04まで、3719から37 24まで、3750及び42 93</p> | | | |
| (略) | | | (略) | | |
| 45 | <p>セクキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年12月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> | 3169 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 46 | <p>ホスカルネットナトリウム水和物（医薬品医療機器等法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会が平成30年11月8日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）</p> | <p>1709から1715まで、 1717及び1719から17 22まで</p> | (新設) | (新設) | (新設) |

| | | |
|----|---|---|
| 47 | メチロシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3458から3461まで、 3463から3465まで及び3467 |
| 48 | ダコミチニブ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1979 |
| 49 | エンコラフェニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1799、1871から1873 まで、1879から1883 まで、1888、1889、 1893、1894、2521か ら2524まで、2529か ら2531まで、2536か ら2539まで、2542、 2546から2555まで、 2559から2568まで、 2571、2574から2576 まで、2581、2584、 2650から2657まで、 2659、2665から2669 まで、2673から2681 まで、2689、2692、 2693、2696、3525、 3591、3592、3594、 3595、3597、3741、 3742、3746及び3747 |
| 50 | ピニメチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1799、1871から1873 まで、1879から1883 まで、1888、1889、 1893、1894、2521か ら2524まで、2529か ら2531まで、2536か ら2539まで、2542、 2546から2555まで、 2559から2568まで、 2571、2574から2576 まで、2581、2584、 2650から2657まで、 2659、2665から2669 まで、2673から2681 まで、2689、2692、 2693、2696、3525、 3591、3592、3594、 3595、3597、3741、 3742、3746及び3747 |
| 51 | ラコサミド（当該薬剤（注射薬に限る。）の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 1780 |

| | | |
|------|------|------|
| (新設) | (新設) | (新設) |

| | | | | | |
|----|--|--|------|------|------|
| 52 | ロモソズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 3132及び3133 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 53 | セフトロザン硫酸塩／タゾバクタムナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年1月8日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 2831から2836まで、 2928、2929、2937から2942まで、2944から2953まで、2955から2959まで、2961から2969まで、2971から2973まで、2990から2994まで、2997、3007、3008、3609から3615まで、3677から3679まで、3681、3769から3774まで、3826、3827、4290及び4291 | (新設) | (新設) | (新設) |
| 54 | ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年12月28日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。） | 4249から4251まで及び4267から4271まで | (新設) | (新設) | (新設) |